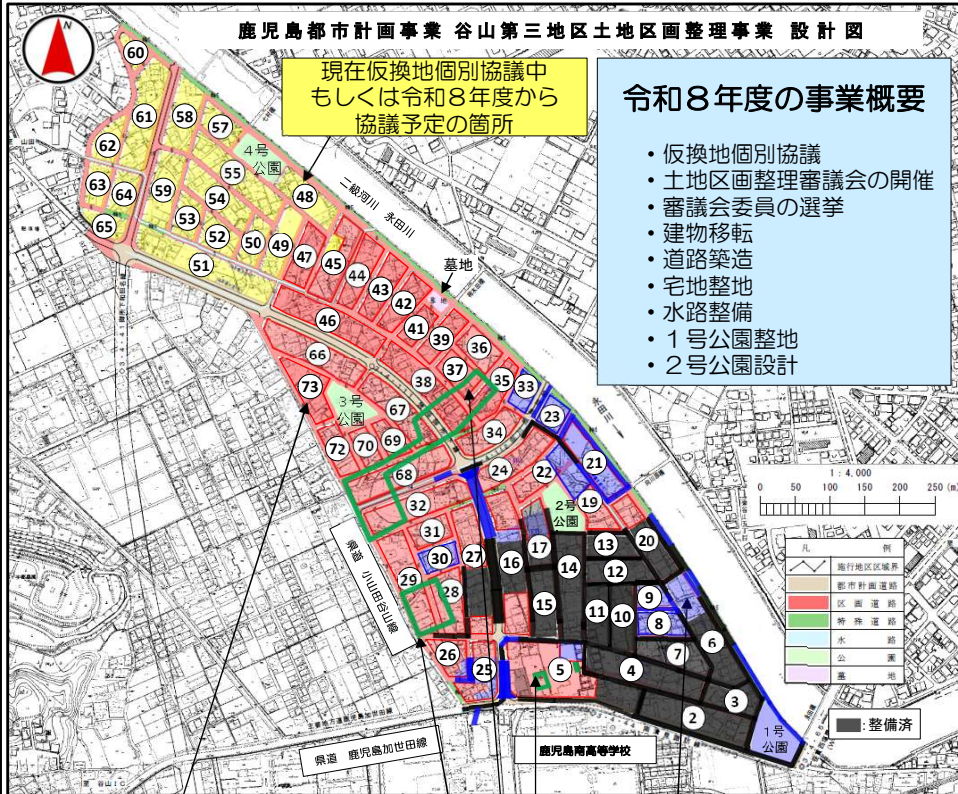


谷山第三地区 第25号 区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課
〒891-0141
鹿児島市谷山中央五丁目26番7号
谷山第三地区係 Tel.099-269-8436（直通）
補 償 係 Tel.099-269-8437（直通）
工 事 係 Tel.099-269-2141（直通）
F A X 099-268-2602



万緑の候、権利者の皆様、地域の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃から谷山第三地区土地区画整理事業につきまして、ご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和7年度は、皆様のご協力のもと、仮換地や建物移転に関する協議、道路築造工事等を進めることができました。また、4街区（42、45、46、47）の仮換地修正案を土地区画整理審議会に諮問いたしました。

（仮換地指定率約69%・事業費ベース進捗率約47%）

令和8年度事業費は2億3千万円で、建物移転や道路築造、宅地整地を進めるとともに、引き続き仮換地の個別協議、土地区画整理審議会の開催等を計画しておりますので、ご協力をお願いします。

仮換地指定済
（審議会諮問済含む）街区

令和8年度
建物移転予定範囲

令和8年度
道路築造・宅地整地・水路整備
予定範囲



現在の谷山第三地区



①道路整備を進めています。



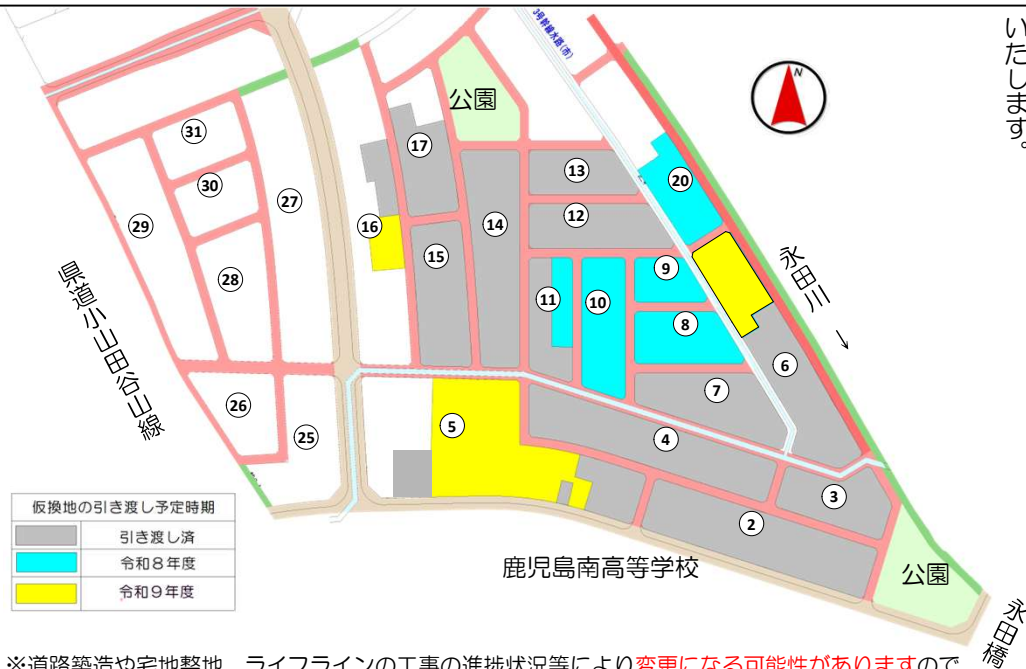
②水路の整備を進めています。

仮換地の引き渡し時期について

皆様のご協力により令和8年4月1日時点で、左図の灰色で着色した部分の仮換地の引き渡しが完了しました。

今後の仮換地の引き渡しについては、各着色部分を予定しております。

土地をお返しできていない皆様には大変ご迷惑をお掛けしておりますが、今後もご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。



※道路築造や宅地整地、ライフラインの工事の進捗状況等により**変更になる可能性があります**のでご了承ください。最新の状況についてはお問合せください。

仮換地の引き渡し済みの宅地の管理について

工事等が完了した街区につきましては、順次、仮換地の引き渡しを開始しております。これらの土地は、地権者の皆様に管理をお願いしておりますが、降雨による土砂の流出や雑草の繁茂などが懸念される状況です。

周辺環境の保全と安全の確保のため、適切な土地の管理にご理解とご協力をお願いいたします。

仮換地の引き渡し済みの電気・電話等のご利用について

仮換地の引き渡しの際、基本的に上下水道やガスについては、仮換地周辺の整備が完了しております。

電気、固定電話、インターネット回線については、皆様から直接、電力会社や通信会社に利用申し込みをしていただき、その後、各事業者により必要な工事が行われます。

特に電気の使用申し込みについて、建築工事の着工前にハウスメーカー等を通じて、電気工事店から電力会社へ申請していただく必要があります。

また、電気の供給開始までに時間を要する場合がありますので、住宅等の建築にあたっては、ご利用開始時期に支障が生じないよう、各事業者へお早めの申し込みをお願いいたします。

あわせて、安全で快適な通行空間を確保するため、電柱の民地建柱にもご協力下さい。



※写真における赤線は、道路と民地の境界を示すものです。

皆様へのお願い

区画整理区域内において、次のような事項がある場合は、谷山都市整備課まで届出・許可申請をお願いします。届出の様式は、直接、谷山都市整備課までお越しいただくか、本市ホームページから取得できます。

「届出」

- ① 所有権が移転した場合
【所有権移転届出書】
- ② 住所・氏名が変わった場合
【住所氏名変更届出書】
- ③ 代理人を定めた場合
【代理人選任届出書】
- ④ 所有者の代表者を定めた場合
【所有者の代表者選任届出書】
- ⑤ 相続人の代表者を定めた場合
【相続人の代表者選任届出書】
- ⑥ 借地権の申告をする場合
【借地権申告書】

「許可申請」

建築物及び工作物の新築や増・改築、土地の形質の変更、または移動の容易でない物件の設置・堆積を行う場合（土地区画整理法第76条に基づく許可申請）

許可までにお時間をいただく場合がありますので、申請は余裕をもってお願いいたします。

土地区画整理審議会委員選挙について

本事業の推進にあたり、「谷山第三地区土地区画整理審議会」を設置しております。

このたび、同審議会委員の任期（5年）が令和9年3月4日をもって満了することから、今年度、審議会委員の選挙を実施する予定です。

選挙の詳細につきましては、今後「区画整理だより」等でお知らせいたしますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。